（危機対応業務に関する事業計画の認可の申請）

第十五条　商工組合中央金庫は、法第二十二条の四第一項前段の規定により危機対応業務（法第二十二条の三に規定する危機対応業務をいう。次条において同じ。）に関する事業計画（以下この条において「事業計画」という。）の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　商工組合中央金庫は、法第二十二条の四第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（危機対応業務の実施方針に関する事項等）

第十六条　法第二十二条の四第二項に規定する主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項は、次のとおりとする。

一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する被害の発生時における対応の方針に関する事項

二　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生に備えた取組に関する事項

（新設）

（融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲）

第十六条　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。）とする。

（新設）

三　危機対応業務に係る資金の貸付先の経営改善の取組等に関する事項及びこれを通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関する事項

四　その他危機対応業務の的確な実施に関する事項

（届出事項）

第二十五条　（略）

一　法の規定による認可を受けた事項を実行した場合（内閣総理大臣の所掌に係るものを除く。）

二・三　（略）

四　商工組合中央金庫の常務に従事する代表取締役以外の取締役（指名委員会等設置会社にあっては商工組合中央金庫の常務に従事する取締役（代表取締役を除く。）又は執行役（代表執行役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五　役員等の選任又は退任があった場合（役員等の選任又は退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

六　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

七　会計参与の選任又は退任があった場合（会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

八　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

（新設）

（届出事項）

第二十五条　商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　この法律の規定による認可を受けた事項を実行した場合（法第四条、第八条第一項及び第二項ただし書、第十六条、第十八条、第二十条、第二十一条第二項及び第三項並びに第四十九条に係るものに限る。）

二・三　（略）

（新設）

四　商工組合中央金庫の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社である場合にあっては、執行役）の就任又は退任があった場合

（新設）

五　会計参与設置会社である場合にあっては、会計参与の就任又は退任があった場合

（新設）